

1 事業名

所沢市個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正

2 事業の概要

刑法の一部改正に伴い、懲役及び禁錮が拘禁刑に一本化されることから、所要の改正を行うものである。

【改正概要】

(1) 所沢市個人情報の保護に関する法律施行条例

改正箇所：所沢市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置に関する規定

(2) 所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例

改正箇所：罰則に関する規定

(3) 所沢市街づくり条例

改正箇所：罰則に関する規定

(4) 所沢市消防団条例

改正箇所：欠格事項に関する規定

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

刑法

6 事業費及びその財源等
なし

7 その他
添付資料

・新旧対照表

新

旧

議案第19号 所沢市個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例

◎所沢市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正（第1条関係）

附 則

（所沢市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第3条 略

2・3 略

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書（所沢市情報公開条例（平成13年条例第6号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) 略

5 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報（公文書に記録されているものに限る。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で同条の規定の施行後に提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

6 略

附 則

（所沢市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第3条 略

2・3 略

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書（所沢市情報公開条例（平成13年条例第6号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) 略

5 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報（公文書に記録されているものに限る。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で同条の規定の施行後に提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 略

◎所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例の一部改正（第2条関係）

第21条 第7条又は第12条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処す

第21条 第7条又は第12条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処す

る。

第22条 第11条第1項の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

2 過失により、前項の罪を犯した者は、3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

第24条 第4条第1項又は第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

◎所沢市街づくり条例の一部改正（第3条関係）

（罰則）

第71条 第67条第1号又は第2号に該当し、かつ、第68条の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

◎所沢市消防団条例の一部改正（第4条関係）

（欠格条項）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2)・(3) 略

る。

第22条 第11条第1項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 過失により、前項の罪を犯した者は、3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

第24条 第4条第1項又は第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

（罰則）

第71条 第67条第1号又は第2号に該当し、かつ、第68条の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（欠格条項）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2)・(3) 略